

令和8年度 京都市立梅小路小学校「学校いじめの防止基本方針」

I 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条及び「京都市いじめの防止等に関する条例」第 10 条に基づき、本校のいじめ防止対策推進の基本的な方向、取組内容を記す。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行う。

2 いじめ対策委員会

(1) 構成

① 定例会構成員（職名または校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任
低・中・高学年部代表

② 特設・ケース会議構成員（職名または校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭 教育相談主任
低・中・高学年部代表 関係している担任・学年団 スクールカウンセラー

(2) 役割・取組内容

- ・児童の日常から気にかかることなどを定期的に出し合い、手だてについて話し合い取組の推進。（PDCA）
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施及び進捗状況の確認。
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行う。
- ・個別面談や相談窓口の集約。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口の設定。
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成。
- ・教職員が共通理解するとともに意識啓発の実施。
- ・発見されたいじめ事案への対応。
- ・重大事案への対応。
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定。
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ防止対策委員会」、「いじめの対応に特化した研修」の時期の決定。
- ・未然防止の取組の年間計画の決定。
- ・個別面談や教育相談の時期や回数の決定。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

(3)児童生徒・保護者への周知方法

- ・ 年度初めに、朝会、学級指導等で児童生徒へ周知する。
- ・ HP、学校だよりで保護者へ周知する。

3 学校いじめ防止プログラム

(1)学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・ 学校教育目標や学年目標等を掲示するとともに、めざす子ども像とその具体的な姿を掲示する。
- ・ 人権コーナーの掲示板を設置し、「ともだちの日」に取り組んだことを学級ごとに掲示する。

イ 授業改善の充実

- ・ 全ての児童が分かる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を実施する。
- ・ 学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組を推進する。
- ・ 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導を徹底する。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」を実現する。
- ・ みんなでよりよい解決方法を考え、作り出すという協働的な学びのスタイルを確立し、そのよさを実感する。
- ・ 確かな学力をめざし、一人一人が活かされる学級経営、ともに学び高め合う協働学習の授業を追究する。
- ・ 話し合い活動を充実させ、他者の思いや考えと自分の思いや考えをつなぎ、折り合いをつけ、新たな価値観に気付けるようにする。
- ・ 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫をする。
- ・ 小中一貫教育を推進する。

ウ 道徳教育、人権教育の充実

- 道徳の学習において、子どもたちの具体的な行動につながるような授業を実践するようにし、確かな人権意識をもった学級・学校集団の構築をめざす。
- ・ 問題解決的な学習や体験的な活動を取り入れた指導方法を工夫し、実践意欲を高め、行動化に結び付ける。
- ・ 授業で学んだことを実生活につなげるように意味づけたり、言葉がけしたりする。
- ・ 道徳推進教師を中心として指導体制を確立する。
- ・ よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動を意図的、計画的に実施する。
- ・ 「いじめは絶対に許されない」ことや、「生命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習を実施する。
- ・ 地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演を実施する。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・ 学校内人権月間、週間による児童の自他の生命を大切に呼びかけや活動。
- ・ 児童が主となり計画する人権集会の実施。
- ・ 異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・ 縦割り活動によるピアサポート体制。（フレンドリー活動）
- ・ 地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動の実施。
- ・ いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示
- ・ 下京中学校生徒会とともに活動する「心の輪キャンペーン」の推進。
- ・ 総合的な学習の時間、生活科や理科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・多様な人と交流することで交流することの楽しさを味わい、人との関係づくりの経験を重ねる。
- ・「フレンドリー活動（縦割り活動）」を継続して行い、異年齢集団の交流の場を設定する。
- ・人権ウィークの取組をする。（ふわふわ言葉集め・ありがとうカードなど）
- ・人権集会での話し合い・発表・掲示する。
- ・長期宿泊学習の取組を通しての仲間づくりをする。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくりをする。
- ・学校HPや学校だよりで人権にかかわる取組の発信をする。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。
- ・子ども育成委員会での定期的な児童の日常の把握。
- ・家庭訪問や定期的な懇談会の実施による相談機会の確保。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

- ・学校評価アンケート、いじめに関する記名式アンケート、クラスマネジメントシートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・教育相談週間の設定と、週間前の児童に対するアンケートの実施による発見の強化。

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

- ・各種アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し。
- ・生徒指導主任、管理職へ報告するとともに、低・中・高学年部で対応、検証。全体に報告し、情報の共有と検証。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- ・「いじめ対策委員会」での情報の共有。
- ・組織的（担任任せにならない）な対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童への責任ある指導。
- ・保護者との連携。
- ・教育委員会はじめ関係機関、専門機関との連携。
- ・解消・改善・再発防止に向けた取組の推進。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

前提となる基本事項

- 『学校いじめ防止等基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
 - 教職員、児童、保護者、地域への周知
 - 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
 - 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
 - 児童、保護者、地域への周知
 - いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童と、いじめを行った児童を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。
[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対応する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、関係児童、保護者が一堂に集まり、謝罪をする場をもつ。
※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対応する。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・情報モラルの学級活動の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・SNSを使つての「いじめ」対応の事例研修。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。
- ・情報モラル教室の実施。
- ・書き込みや画像の削除等被害の拡大防止。
- ・警察等の専門機関との連携。

エ 「いじめ解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・3か月は担任及び学年団で、全教職員協力のもと見守りを続けていく。
- ・被害児童の心情等を第一に考え、スクールカウンセラーとも連携し面談等を行っていく。
- ・再発防止に向けて聞き取り、アンケートを実施する。
- ・学級経営の中で、児童生徒の心を耕す指導を行っていく。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

ア 内容

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

イ 実施時期

- ・年度当初に職員会で「学校いじめ防止等基本方針」の共有を図る。
- ・夏季休業中に生徒指導・人権研修を行う。
- ・職朝・職員会の機会に、トピック的に教職員の人権感覚、規範意識を磨くための時間を設定する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

(1) 保護者・地域への情報発信

- ・全国学力・学習状況調査の学習状況調査結果や定期的に行う学校評価アンケート結果を分析し、成果と課題の公表。

(2) 保護者・地域への啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨の共有と「学校いじめ防止基本方針」の発信。
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業（自由参観日）による保護者への啓発活動。
- ・人権参観後の人権集会の実施。

(3) 保護者・地域との協同の取組

- ・学校運営協議会 ・見守り隊による登下校の見守り活動

5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体になる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発生したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
 - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

6 年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。
ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 「生活目標の徹底」 「学校のきまりの共通理解」 ・いじめ対策委員会① 「いじめ等、温かく見守りたい児童の把握」 「校内体制や組織的対応の共有」 ・生徒指導校内研修会① 「子どもが安心できる学級づくり」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・入学式 ・学級開き ・「いじめ対策委員会」の家庭訪問や全校集会を通して児童・保護者へ周知 ・ともだちの日 「GIGAびらき」 ・1年生を迎える会 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケートの結果を学年で共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法月間「学校だより」で啓発
5	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会② 「いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、温かく見守りたい児童の確認」 ・生徒指導校内研修会② 「いじめ等、温かく見守りたい児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す ・ともだちの日 「憲法月間のお話を聞いて、自分とのかかわりを考える」 ・フレンドリー活動（縦割り活動）の顔合せ ・生活目標 		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問で個別の保護者との連携（子どもの様子について共通理解） ・授業参観① ・学年懇談会①の中で保護者啓発 ・学校運営協議会で説明
		【6年】修学旅行		

6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会③ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> フレンドリー活動 ともだちの日 「うぐいす学級の友だちを知る」 みんなのきまりについての話し合い① 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有① 教育相談週間（個別面談）① 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者向け啓発パンフレット配布 地生連で広報
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会④ 「クラスマネジメントシートの結果」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1学期終業式 ともだちの日 「1学期のふりかえりと、夏休みの過ごし方について話し合う。」 フレンドリー活動 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 第1回学校評価実施 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会①（1学期の子どもたちの様子について）
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑤ 「夏季研修（やさしさ）に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 生徒指導校内研修会③ 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有① PDCAサイクル」 人権研修 「6年社会科授業に向けて」 小中合同教職員研修 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活点検 声かけ運動 ともだちの日 「心身の健康について学習し、理解を深める」 		
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 「学校評価の実施に向けて」① 人権研修（授業を伴う研修） 「6年社会科人権教育」 	<p>【5年】花背山の家 宿泊学習</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> フレンドリー活動 ともだちの日 「情報モラルについて学習し、理解を深める」 		<ul style="list-style-type: none"> 授業参観② 学校運営協議会で説明と評価②
10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑦ 「いじめに関する記名式アンケートの実施に向けて」 職員会議 「学校評価の結果の共有」① 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 体育学習発表会 フレンドリー活動 ともだちの日 「おとなりの国について学習する」 みんなのきまりについての話し合い② <p>【育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 合同遠足 		
11	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会⑧ 「クラスマネージメントの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> フレンドリー活動 全校集会（人権月間に向けて） 人権ウィーク 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回いじめに関する記名式アンケートの実施、学年集約と共有② 教育相談週間（個別面談）② 	<ul style="list-style-type: none"> 人権学習参観③

		<ul style="list-style-type: none"> ・ともだちの日 「人権ウィークでの学びを振り返り、自分が今後大切にしていきたいことについて考える」 		
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑨ 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認② PDCAサイクル」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・フレンドリー活動 ・2学期終業式 ・ともだちの日 「男女平等・多様な性等について学習し、理解を深める」 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会②（2学期の子どもたちの様子について）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネージメントの結果」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・生活点検 ・フレンドリー活動 ・ともだちの日 「障がいのある人への理解を深める」 ・給食週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネージメントの実施②（4～6年）学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・地生連で広報
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 「学校評価の実施に向けて」② ・生徒指導校内研修会⑤（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・学習発表会 ・造形展 ・フレンドリー活動 ・ともだちの日 「性に関する学習をし、理解を深める」 ・みんなのきまりについての話し合い③ 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回学校評価実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・授業参観④ ・学年懇談会②の中で保護者啓発
3	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認③ PDCAサイクル」 ・職員会議 「いじめ防止プログラムの見直しの共有③ PDCAサイクル」 「学校評価の結果の共有」② 「次年度の基本方針の確認」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式 ・ともだちの日 「1年間を振り返り、自分の成長を知る」 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で説明と評価③

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」(P D C Aサイクル 8月・12月・3月)
- ・ 「学校評価の実施」と「学校評価の結果の共有」
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」「生徒指導校内研修」
- ・ 「授業参観」「学年懇談会」「自由参観」「学校運営協議会」

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「いじめ対策委員会」の開催時期は上記のとおりであるが、緊急対応の場合は、この限りではない。事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。